

●大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第7条第4項に基づく報告

報告内容	項番	団体名	報告日	概要	総務局長の意見	
						理由
出資(減資)	1	(地独)大阪健康安全基盤研究所	R5.4.20	<p>本件団体から不要財産(建物)の納付があった。</p> <p>ア 内容 不要財産となる建物の納付(減資)</p> <p>イ 納付する建物の所在地 大阪市天王寺区東上町8番34号</p> <p>ウ 不要財産(建物)の評価額等 出資時点(平成29年4月1日)の評価額 217,400,000円 (本館215,500千円、共用理化学棟1,500千円、プラント実験棟300千円、車庫100千円) ※本市出資総額 変更前:3,062,069,397円 変更後:2,844,669,397円 ※出資比率 変更前:33.8% 変更後:32.5% (大阪府にも減資があったが、出資額の減少率の差によって本市の出資比率が減少したもの)</p> <p>エ 本件団体からの不要財産(建物)の納付日 令和5年4月1日</p> <p>・経過 平成29年4月に発足した本件団体は、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門が統合したもので、府民及び市民の健康と生活の安全を脅かす様々な事象の原因を明らかにし、その成果を社会に還元することにより、人々の生命を守るという重要な役割を担う機関である。 本件団体の設立時に、大阪府が元大阪府立公衆衛生研究所を、本市が本件建物である元大阪市立環境科学研究所を現物出資し、本件団体はこれらをそれぞれ森ノ宮センター(元大阪府立公衆衛生研究所)、天王寺センター(元大阪市立環境科学研究所、本件建物)と称して2拠点で業務を遂行してきたが、この度当該2拠点を一元化する新築建物が完成し、令和5年1月に移転を終えたところである。 よって、天王寺センターとして使用されていた本件建物については、将来にわたって本件団体の業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため、市会の議決等を経て本市に返納されたものである。 なお、府の出資した森ノ宮センターについても本件建物と同時に府に返納されている。</p>	なし	<p>本件建物は、本件団体の設立時に、地方独立行政法人法第66条第1項における承継させる権利として現物出資したものであったが、新築移転があり、将来にわたり業務を確実に実施する上で本件建物を要しなくなったことから、同法第42条の2に基づき市会の議決等を経て本市へ返納されたものであって、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例第3条第2項の規定の趣旨に則ったものと認められるため。</p>